別表第一⑽配電費の科目の雑給の項中「同上」を「「水力発電費」の同項に準ずる。」に改め、同科目の委託費の項中「準ずる」の下に「ほか、「委託検針費」に整理されるものを除く」を加え、同表⑽販売費の科目中「検針、」を削り、「販売に」を「販売及び託送供給等の提供に」に改め、同科目の委託検針費の項を削り、同科目の委託集金費の項中「集金」の下に「や投函」を加え、同科目の委託費の項中「、「委託検針費」」を削り、同科目の電気料貸倒損の項を次のように改める。

	貸倒損	「電灯料」、「電力料」、「地帯間販売電力料」、「他社販売電力料」、「託送収益」、「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分」、「事業者間精算収益」、「電気事業雑収益」及び「貸付設備収益」に関する債権の貸倒損及び貸倒損引当を整理する。

別表第一⑽一般管理費の科目の養成費の項及び研究費の項中「雑給、消耗品費、委託費及び諸費」を「「雑給」、「消耗品費」、「委託費」及び「諸費」」に改め、同科目の次に次の一科目を加える。

接続供給託送料		接続供給及び発電量調整供給の対価として支払つた金額を整理する。

別表第一⑽再エネ特措法納付金の科目の次に次の一科目を加える。

使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分		特定一般送配電事業者（平成17年度前に特定実用発電用原子炉（使用済燃料再処理等積立金法第２条第５項に規定する特定実用発電用原子炉をいう。）を用いて発電事業に相当する事業を営んでいた他の者との間で当該特定実用発電用原子炉の運転の開始の日から平成17年３月31日までの間の運転に伴つて生じた使用済燃料（同条第１項に規定する使用済燃料をいう。）の再処理等（同条第４項に規定する再処理等をいう。）に要する費用を当該一般送配電事業者が支払う旨の契約を締結している一般送配電事業者に限る。以下同じ。）が支払つた金額（平成17年度から平成31年度までの各事業年度において分割して行われる積立てに係る利息に相当する額を除く。）を整理する。

別表第一⑽電力費振替勘定（貸方）の科目中「又は」を「、特定原子力発電施設の解体（原子力発電施設解体引当金に関する省令第１条第２号に規定する解体をいう。）及び」に改め、同表⑾雑損失の科目の貸倒損の項を次のように改める。

	その他貸倒損	「貸倒損」に該当するものを除く。

別表第一⑽電灯料の科目の定額電灯の項中「需要家料金」を「特定小売供給（改正法附則第16条第１項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）及び離島供給に係る需要家料金」に改め、同科目の従量電灯Ａ（又は従量電灯Ａ及びＢ）の項中「最低料金」を「特定小売供給及び離島供給に係る最低料金」に改め、同科目の従量電灯Ｂの項中「基本料金」を「特定小売供給及び離島供給に係る基本料金」に改め、同科目の（何）の項中「供給約款の電灯料金及び選択約款（供給約款の契約を伴うものを除く。）の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、供給の方式、約款の内容等が」を「特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、」に改め、同科目の遅収加算料金の項及び太陽光発電促進付加金の項を削り、同科目に次の一項を加える。

	雑口	遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。

別表第一⑽電力料の科目の（何）の項中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者」に、「供給約款」を「特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約」に改め、「、選択約款（供給約款の契約を伴うものを除く。）の電力料金及び特定規模需要へ販売した電気の電力料金」及び「供給の方式、約款の内容等が」を削り、「卸電気事業者」を「発電事業者」に改め、「一般電気事業者への電気の販売と同一の発電設備を用いて行う」を削り、別表第一同科目の遅収加算料金の項及び太陽光発電促進付加金の項を削り、同科目の再エネ特措法賦課金の項の次に次の一項を加える。

	雑口	遅収加算料金及び太陽光発電促進付加金を整理する。

別表第一⑽地帯間販売電力料の科目中「、地帯間電気相当量売買契約によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金及び地帯間原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「地帯間販売電源料」、「地帯間販売送電料」及び「融通使用済燃料再処理等準備料」」を「を「地帯間販売電源料」及び「地帯間販売送電料」」に改め、同科目の地帯間販売電源料の項中「及び地帯間電気相当量売買契約によつて販売した新エネルギー等電気相当量の代金」を削り、同科目の融通使用済燃料再処理等準備料の項を削り、同表⑽他社販売電力料の科目及び託送収益の科目を次のように改める。

他社販売電力料		「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量の代金並びに他社原子力発電再処理等準備契約によつて支払われた原子力発電再処理等準備費用に係る金額を「他社販売電源料」、「他社販売送電料」及び「他社使用済燃料再処理等準備料」に区分して整理する。ただし、「他社販売電源料」及び「他社販売送電料」に区分し難いものは、「他社販売電源料」に整理することができる。
	他社販売電源料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち電源に係る料金及び事業者又は事業者以外の者に対して販売した新エネルギー等電気相当量の代金を整理する。
	他社販売送電料	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気及び非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）のうち送電に係る料金を整理する。